

西知多医療厚生組合ごみ処理施設（仮称）整備事業の概要等

1 計画概要

(1) 事業概要

本事業は、知多北部地域ごみ処理広域化計画に基づき、東海市及び知多市のごみ処理施設を1施設に集約した新たなごみ処理施設の整備を行うものである。なお、本事業は一部事務組合西知多医療厚生組合（構成市：東海市、知多市）が実施するが、都市計画法の手續を伴う事業であることから、都市計画決定権者である知多市が環境影響評価の手續を行う。

(2) 都市計画決定権者

知多市

(3) 事業者

西知多医療厚生組合

(4) 事業実施区域の位置

知多市北浜町11番地の4及び11番地の18（現知多市清掃センター敷地内）

(5) 事業規模

処理能力200t/日

2 手續根拠法令

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号）

3 経緯

平成27年	10月	7日	計画段階環境配慮書の案の公告・縦覧（～11月6日）
	12月	21日	計画段階環境配慮書の県への送付
平成28年	3月	2日	計画段階環境配慮書に対する知事意見の通知
	10月	3日	環境影響評価方法書の県への送付
	10月	4日	環境影響評価方法書の公告・縦覧（～11月4日）
	11月	22日	住民意見の概要等の送付
	11月	28日	愛知県環境影響評価審査会への諮問
	12月	22日	愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会（第1回）
平成29年	1月	27日	愛知県環境影響評価審査会西知多ごみ処理施設部会（第2回）
	2月	1日	愛知県環境影響評価審査会からの答申
	2月	9日	環境影響評価方法書に対する知事意見の通知

4 今後の対応

都市計画決定権者（知多市）は、愛知県知事意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行い、環境影響評価準備書を作成することとなります。